

江戸川区議会委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区議会委員会条例（昭和三十一年九月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第四条の見出し中「設置」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第十六条第一項中「陳情」を「請願」に改める。

付 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、委員の選任等について定めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。